

八戸市立市民病院院内保育所管理運営業務委託事業者募集要項

1. 趣旨・目的

八戸市立市民病院 院内保育所「いちょうの樹」は、乳幼児を養育する当院職員が安心して職務に専念できる環境を作り出すことを目的に、平成27年9月に設置しました。

この募集要項は、令和6年度に院内保育所の運営を受託する事業者を公募により選定するための必要事項を定めるものであり、保育施設の運営実績がある事業者の中から、保育内容の充実度、保育方針や業務に対する姿勢等について公募により選考を行い、最も優れた提案を行った事業者と業務委託を締結し、もって効率的かつ安全で充実した運営を目指すものとします。

2. 委託業務名

八戸市立市民病院院内保育所管理運営業務

別添「八戸市立市民病院院内保育所管理運営業務委託仕様書」を参照してください。

3. 院内保育所の概要

- (1) 開所日 平成 27 年 9 月 14 日
- (2) 所在地 〒031-8555 青森県八戸市田向三丁目 1 番 1 号（病院敷地内）
- (3) 定 員 90 名
- (4) 受入対象年齢 乳幼児（生後 8 週から就学前まで）
- (5) 利用対象児童 当院職員が保護者である乳幼児
- (6) 保育日 年中無休（保育所利用のない日は閉所）
- (7) 保育時間 **【通常保育】** 午前 7 時 00 分から午後 7 時 30 分まで
【夜間保育】 午後 3 時 00 分から翌日午前 10 時 00 分まで
いずれの区分においても延長保育あり。
- (8) 一時保育 あり
- (9) 病児・病後児保育 あり（定員 6 名）
- (10) 施設概要 施設規模：延べ床面積 530.38 m²
主要な室：保育室、乳児室、事務室、調理室等
・平面図は別添のとおり

4. 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

（業務履行上問題がなく、当院と受託者双方に異存がない場合は、契約を 1 年ごとに更新し、最長で契約初年度から通算 5 年まで更新できるものとします。）

5. 応募事業者の参加資格要件

(1) 応募資格条件

応募できる事業者は、次に掲げる条件を全て満たす法人またはその他の団体（以下、「法人等」という。）となります。

- ① 応募時点で法人等を設立して5年以上経過しており、財務状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
- ② 認可保育施設又は認可外保育施設の運営（業務委託契約による運営）実績が応募時点で3年以上であること。
- ③ 東北地方に本支店又は営業所を有していること。

(2) 応募者の制限

応募する法人等の代表者、または代表権を持つ者が、次のいずれかに該当する場合は、応募者になることはできません。

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に規定する者
- ④ 八戸市から指名停止措置を受けている者
- ⑤ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により八戸市又は他の地方公共団体から指定を取り消された者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者
- ⑦ 法人税、市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑧ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う者
- ⑨ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者

6. 参加手続

応募する場合は、下記の書類を提出してください。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 応募資格に関する申立書（様式第2号）
- ③ 法人の登記事項全部証明書（写し可）（申請日前3か月以内に交付されたもの）
- ④ 定款（写し可）、法人等の運営及び組織に関する書類
- ⑤ ・保育所運営等、同種業務の実績一覧（様式は任意、規格はA4版とします）
・重大な事故等の有無（有の場合は、場所、内容などの詳細を明記してください）
- ⑥ 納税証明書（写し可）

法人等が所在する市役所及び申告先の税務署が発行したもの（申請日前3か月以内に交付されたもの）で直近の2事業年度に対し課税された納付税額についての納税証明書を提出してください。

⑦ 決算に関する書類（写し可）

自己資本額、業務実績高等の確認に使用するので、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書またはこれらに準ずる書類について、直近2か年分の書類を提出してください。また、変則決算がある場合は、2か年分になる書類を全て提出してください。

(2) 提出期限

令和5年7月24日（月）から令和5年8月31日（木）午後5時（必着）

（直接来課される場合は土日祝日を除く午前9時～午後5時まで）

(3) 提出方法 直接来課または郵送（配達証明付き書留郵便に限る）

(4) 提出場所 八戸市立市民病院 事務局管理課

(5) 提出部数 1部

7. 施設見学会の実施

業務内容の説明及び保育所の見学を行いますので、希望者は次により申込みをしてください。参加者は1法人等あたり2名までとします。

(1) 申込み方法 メールにより、送信時には担当部署へ必ず受付の電話確認をしてください。

E-mail : byoin_kanri@city.hachinohe.aomori.jp

(2) 申込み期限 令和5年8月17日（木）

(3) 実施日 令和5年8月24日（木） ※詳細な時間は追って連絡します。

(4) 集合場所 八戸市立市民病院 北棟2階 会議室C

8. 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 業務提案書の提出前において、仕様書等に対する質問があるときは、質問書（任意様式）を提出してください。質問書には、担当者の部署、氏名、電話・FAX番号、電子メールアドレスを併記してください。

① 提出期限 令和5年9月7日（木）午後5時（必着）

② 提出方法 FAX または電子メール

③ 提出場所 八戸市立市民病院 事務局管理課あて

(2) 質問に対する回答は、質問者に対し令和5年9月15日（金）までに書面（FAX または電子メール）で回答するとともに、他の参加者にも質疑内容を周知します。なお、回答に対する再質問は受付しません。

9. 業務提案書等の提出

(1) 提出書類

① 会社（業務）概要（様式第3号）

② 業務提案書（様式第4号）

③ 院内保育所管理運営業務委託費見積書（様式第5号）

提案書については、「八戸市立市民病院院内保育所管理運営業務委託仕様書」及び10.(6)の審査項目に基づいて作成してください。

提出書類及び添付書類は、A4版に統一してください。ただし、添付書類に限り、やむ

を得ずA3版となる場合には、折り込むなどしてA4版に合わせてください。また、文字を補完するためのイラストやイメージ図等は使用してもかまいません。

- (2) 提出期限 令和5年9月25日（月）午後5時（必着）
 （直接来課される場合は土日祝日を除く午前9時～午後5時まで）
- (3) 提出方法 直接来課または郵送（配達証明付き書留郵便に限る）
- (4) 提出場所 八戸市立市民病院 事務局管理課
- (5) 提出部数 12部（1部正本、11部副本）

10. 参加辞退

参加申込書の提出後、参加を取りやめる場合には、参加辞退届出書（様式第6号）を提出してください。

- (1) 提出期限 令和5年9月25日（月）午後5時（必着）
 （直接来課される場合は土日祝日を除く午前9時～午後5時まで）
- (2) 提出方法 直接来課または郵送（配達証明付き書留郵便に限る）
- (3) 提出場所 八戸市立市民病院 事務局管理課あて

11. 選定方法

当院にて選考会を開催し、提出された提案書及びプレゼンテーションを踏まえ、次の(6)に掲げる審査基準に基づいて評価・採点し、最高得点の事業者を受託候補者として選定します。

- (1) プレゼンテーションの日時及び場所

令和5年10月初旬 ※詳細な日時は追って連絡します。

八戸市立市民病院 大会議室A

- (2) 順 番 当院で決定し通知します。
- (3) 実施時間 プレゼンテーション 20分以内、質疑応答 20分以内、計 40分程度
- (4) 参加人数 3名まで
- (5) プレゼンテーション内容

本業務についてアピールしたい点や業務に対する総合的な考え方などをプレゼンテーションしてください。

会社パンフレット等参考資料の配布は可とします。PC・接続部品等は応募者が準備してください。（プロジェクター、スクリーンは主催者が用意します。）

(6) 審査基準

各審査項目及び審査基準の配点は、次のとおりとします。

No	項 目	審査基準	配点
1	保育施設運営 実績 ・ 基本方針	○ 保育施設の運営状況 ， 類似施設の運営実績の有無 ○ 保育所運営にあたっての基本的な考え方，理念や方針 ○ 良好かつ安定的なサービスの提供がなされているか	10 点
2	開設準備	○ 開所に必要な準備事項が整理されているか ○ 開所準備のスケジュールは適切か	5 点
3	組織運営	○ 組織運営体制の整備状況 ○ 職員に対する教育，研修計画，保育の質の向上のための取り組み	10 点
4	職員の確保・ 配置	○ 職員の採用，確保に関する具体的計画 ○ 地域雇用に対する貢献 ○ 入所児の急な出欠席に対応できる配置計画になっているか ○ 国の施策に対する理解・対応（保育士処遇改善等）	15 点
5	保育内容	○ 保育指導計画，デイリープログラム，年間行事計画は充実しているか ○ 保育の実施方法，保育内容の評価体制を整備・文書化しているか ○ 具体的な保育サービスが充実しているか ○ 病児・病後児保育の実施 ○ 夜間・一時保育の実施	25 点
6	安全・ 衛生健康管理	○ 事故や災害時の対応マニュアルの整備 ○ 事故防止のための取り組み ○ 事故や災害に備え加入する保険の補償内容 ○ 調理室，保育等の衛生管理方法 ○ 入所児や職員の健康管理 ○ 職員へのワクチン接種による感染対策（インフルエンザ、麻疹、風疹、水痘、ムンプス）	15 点
7	保護者の意見 の反映	○ 保護者の意見反映の取り組み ○ 利用者が相談しやすい環境の整備 ○ 苦情解決の仕組み ○ 個人情報保護のためのマニュアル等の整備	5 点
8	給食等の提供	○ 給食 ・ おやつ の提供（授乳・離乳食・個別対応等） ○ 食中毒発生時の対応マニュアル等の整備 ○ アレルギー等の個別対応計画の整備 ○ 食育の取り組み，食事を楽しむことができる工夫	5 点
9	業務委託料	○ 企業努力が認められるか	10 点

(計 100 点)

12. 契約の締結

審査により選定された者を受託候補者として契約締結の交渉を行います。ただし、当該交渉が不調の時は、順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行います。

また、契約候補者決定から令和6年3月末までに現受託者より引継ぎを受けてください。
なお、引継ぎ、研修に係る費用は受託候補者が負担するものとします。

13. その他の留意事項

(1) 次の条件のいずれかに該当する場合には無効となる場合があります。

- ① 定められた提出期間、提出場所、提出方法に適合しないもの。
- ② 定められた作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。
- ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 審査結果等の公表及び通知

審査結果は当院ホームページにて公表します。参加者に対しては書面により通知します。
なお、選定に関する質問及び異議申し立ては受け付けません。

(3) その他

- ① 提出された書類は、本業務以外の目的には使用しません。
- ② 提出された書類は、必要な場合、複製することがあります。
- ③ 提出期限以降における書面の差替え及び再提出は認めません。
- ④ 提出された書類は返却しません。
- ⑤ 八戸市立市民病院が提出した資料は、無断で公表・使用することは出来ません。
- ⑥ プロポーザルの作成及び提出に関わる一切の費用は、提出者の負担とします。
- ⑦ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。
- ⑧ 記載の日程については、当院の都合により変更する場合があります。
- ⑨ 履行期間または履行期限は、当院の事情により変更することがあります。

14. 申込み・連絡先

〒031-8555 青森県八戸市田向三丁目1番1号
八戸市立市民病院 事務局管理課 担当：山野内
TEL 0178-72-5111 FAX 0178-72-5115
E-mail : byoin_kanri@city.hachinohe.aomori.jp